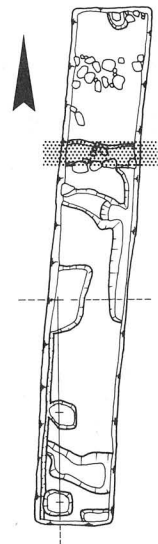


## V 法華寺旧境内の発掘調査（第95-1・4・5・7・8次）

法華寺旧境内における発掘調査を5件実施した。いずれも家屋改築にともなう事前調査であり、発掘面積も限られている。しかも後世の攪乱が著しく、顕著な遺構はわずかであった。95-4次は法華寺旧境内南半中軸線に近く、位置的に南門が想定できる場所での調査で、建物1棟、東西溝1条を検出した。

建物遺構は南北に並ぶ小穴列であり、柱間2.4m、2間分である。この小穴列の北3.0mの位置には、40×50cmの天端の平らな石があり、これを同一建物の礎石と想定することもできる。もしそうであれば、前述した3つの小穴はいずれも礎石の抜取り痕跡であり、南北3間以上の礎石建物が復原できよう。建物については、発掘区が狭長なため、東西方向の規模は不明である。東西溝は幅50cm前後、深さ10cmが残存していた。溝の南側には面を揃えた川原石が並ぶが、



北側ではその痕跡が明瞭でない。あるいは溝の南側に存在す

第7図 第95-4次遺構図

る建物と関連して、溝の片側にのみ基壇縁をかねた石が配された可能性もある。溝の北側は、黒茶褐色砂質土が堆積し、その中に礫が多く捨て込まれた状況がみられたが、時期的には溝よりも後のものである。

今回検出した建物は、発掘区の制約などから極めて一部しか調査できず、その性格を明らかにすることができなかった。

95-8次は、既設水道管取り替えにともなう掘削の立会であるが、当該地は現法華寺南門前の道路であり、近世の絵図では南門両脇の築地塀に添って巨大な礎石が数個配列されていて、従来から金堂もしくは講堂がこの附近に当たると推定されてきた。そのため水道管取り替えに当っては特に南門前附近だけは機械を排して手掘りにすることを求めて立会した。掘削は以前の水道管敷設時の掘形を再度掘り直したため、生ぶな土は切れ切れに断面にしか現われない結果となったが、東西に10尺間隔で並ぶ5間分の掘立柱跡を検出した。これは中軸線で折返すと7間の建物になると推定され、法華寺講堂もしくはその前身の藤原不比等邸内の主要建築に当たると思われる。法華寺現本堂の地下でも当初の掘立柱建物を礎石建てに改作した事実があり、食堂跡と推定されている。南門附近の今後の調査が望まれる。

なお1次、5次、7次（立会）では特記すべき遺跡は検出しなかった。1次は法華寺南門推定地（4次）のすぐ南側で地形も一段下り、阿弥陀浄土院へ連なる場所であるが、奈良時代に遡る遺構はなく当時は南へ下る沼状の低湿地であったことが確認された。